

**平和・人権・民主主義を破壊し、
集団的自衛権行使と戦争に踏みこむための
「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の強行採決に
断固反対する抗議声明**

安倍政権は、7月15日、集団的自衛権行使と戦争に踏みこむための「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」の強行採決を行った。この二つの法案は、明らかに憲法違反であり、戦後築きあげてきた平和主義を覆し、国民の生命・人権を脅かすものであり、断じて許すことは出来ない。

これらの法案は、「平和」を前面に掲げているが、実際は戦争法案と呼ばれるもので、特別措置法ではなく恒久法であり、自衛隊をいつでも、どこへでも派兵でき、日本が「戦争できる国」どころかさらに踏み込んで米軍と共に「戦争する国」へと一歩踏み出す法案だ。

この法案の問題点は、「集団的自衛権行使の合憲化」を踏まえ、「武力攻撃事態改正案」の中で「行使要件」として、「存立危機事態」を新設し、「密接な関係のある他国」が攻撃を受けた場合、「自衛隊の武力行使」可能となっており、また、「重要事態影響法案」では、地理的概念をなくし、世界中に自衛隊を派遣できるようにし、後方支援の対象も、米軍以外の外国軍にも拡大させようとしている。さらに、「国際平和支援法案」では、他国軍を自衛隊が後方支援できるようにする恒久法であり、PKO法改正案も「自衛隊の武器使用の緩和」「駆けつけ警護への拡大」となっている。このような法案は「平和安全法」とは名ばかりで、その実態は「戦争法案」そのものである。絶対に、この法案を成立させてはならない。

この戦争法案は、手続き上においても多くの問題点を含んでいる。集団的自衛権行使に道を開く10法一括「改正」案の「平和安全法制整備法」と、外国軍の戦闘を支援するための1法案の「国際平和支援法」で構成されている。戦後70年続けてきた平和憲法を一内閣で解釈改憲し、自衛隊が海外で武力行使を行い、日本の平和や国民の命が危険にさらされる可能性のある法案を一括して審議し、1ヶ月足らずの国会審議で法案を通そうとすることは絶対に許されない。安倍首相は、通常国会の会期末までに衆議院での強行採決するつもりだった。しかし、世論の反対によって、採決が無理だと判断、戦後最長の95日間もの会期延長を行った。表向きは、「しっかり説明を尽くしたい」「審議時間の確保」と主張しているが、背景には、参議

院が議決しない場合に衆議院で再可決して成立させる「60日ルール」の適用が念頭にあり、9月中旬には成立させたい思惑だ。まさに国会軽視で、この理不尽な会期延長に改めて断固抗議するものである。

衆院憲法審査会の参考人質疑において、自民党が推薦した参考人を含めて3人の憲法学者全員が集団的自衛権行使を合法化する安保関連法案を憲法違反と発言した。憲法や安全保障について考え方が異なる3人の参考人が、そろって問題視したのは、昨夏の閣議決定で認めた集団的自衛権の行使だ。集団的自衛権は「違憲」との見方を示し、憲法改正の手続きを無視した形で推し進める安倍政権の手法を批判した。

従来 of 憲法第9条解釈では、集団的自衛権は、その行使を許されないものと解されており、この解釈の下、自衛の範囲を超える武力行使につながる恐れのある自衛隊の海外派遣は行わないものとされてきた。つまり、戦後の平和憲法の下で存在してきた自衛隊に集団的自衛権の行使を認めることは、自衛隊を憲法で軍隊の保有と事実上の「戦争」を認める事になる。憲法9条の1項で戦争を放棄し、2項で戦力と交戦権を否認しており、認められるはずがない。

新聞の世論調査では、安倍政権になって初めて不支持が支持を上回った。戦争法案反対が58%、成立すべきではない61%、説明不足81%という結果が出ている。「戦争をさせない全国署名2015年版」は、165万筆を超え、国会周辺では、連日・連夜、市民が何千・何万人と集まり、戦争法案への反対の声が日増しに高まっている。

戦争は、最大の差別であり人権侵害である。私たちは戦前の歴史的教訓をふまえ、戦争法案に抗議する平和団体や市民団体、労働組合等、全ての市民と連帯し、平和と人権、民主主義を構築し、闘いを進めていかなければならない。

これ以上、戦争国家への道へ突き進もうとする安倍政権の暴走を絶対阻止し、戦争の悲惨さや命や人権の尊さを訴え、平和憲法を守り抜くために全力をあげて闘い抜こう。

2015年7月15日

部落解放同盟大阪府連合会

執行委員長 北口 末廣